

2012年1月27日

島根県知事
溝口 善兵衛 様

日本共産党島根県委員会
委員長 中林 隆
日本共産党島根県議団
団長 尾村 利成

島根原発2号機の停止にあたっての申し入れ

本日、島根原発2号機が定期検査のため運転を停止し、中国電力の全原発が停止することになりました。

東電・福島原発事故は、レベル7の最悪の過酷事故であり、放出された放射性物質は、放射性セシウムで広島原爆168個分という莫大なものです。原発事故から10ヶ月余りが経過したものの、未だに15万人以上の人が帰宅できず、避難生活を続けています。

原発災害に襲われた福島県双葉町の井戸川町長は、野田首相に対し、「私たち双葉郡民を日本国民と認めていますか。法の下に平等ですか。憲法で守られていますか」と問い詰めました。

原発事故は、憲法が定める国民の「幸福追求権」「生存権」「教育権」「勤労権」「財産権」など基本的人権を踏みにじっているではありませんか。

島根原発をはじめ、日本の原発には、六重の危険があります。それは、第一に、過酷事故を本質的に否定できず、老朽化している技術上の危険です。第二に、原発のリスクをコスト計上しない経済上の危険です。第三に、世界有数の地震国に立地する地質上の危険です。第四に、人口過密地帯に集中立地する地理上の危険です。第五に、国際基準に沿う原発の規制機関が未確立のもとで立地している行政上の危険です。第六に、電力会社が安全神話につかり、営利最優先で運転している営業上の危険です。

安全な原発などあり得ません。ひとたび重大事故が起きれば、とりかえしのつかない事態を引き起こす原発は、社会的に許容できません。

福島原発事故の教訓は、日本の原発はどこでも同じ過酷事故が起こり得ることを教えています。原発と人類は、決して共存できません。

とりわけ、中国電力は511カ所もの点検漏れを起こしながら、情報を県民に公開せず、点検漏れのまま原発の運転を続けてきました。全国最多の不正・不祥事を続ける中国電力に対し、原発推進の保安院でさえ、全国の商業原発の5段階評価において、全国で唯一、島根原発は最低評価の「1」と断じたではありませんか。

国民の願いは、原発は再稼働せず、原発のない島根・中国地方・日本をつくることです。

以上の立場から、下記のことを申し入れます。

記

1. 島根原発を再稼働しないとの立場を表明すること。
2. 県として1号機の廃炉を決断し、廃炉を中国電力に求めること。
3. 2号機でのプルサーマル計画の地元了解は撤回すること。廃炉計画を立てるよう中国電力に求めること。
4. 県として3号機の建設・運転の中止を決断し、そのことを中国電力に求めること。
5. 停止した原発・使用済み核燃料の安全確保に万全を期すこと。
6. 原発からの撤退を決断した上で、実効ある避難計画を策定すること。
7. 徹底した周辺活断層調査を実施すること。
8. 自然エネルギーの普及と促進に本格的に取り組むこと。